

独立行政法人国立文化財機構の会計に関する内部監査要項

平成19年11月13日

理事長 裁定

(趣旨)

第1条 この要項は、独立行政法人国立文化財機構会計規程第38条及び独立行政法人国立文化財機構競争的資金等管理規程第9条に基づき、独立行政法人国立文化財機構（以下「機構」という。）における会計に関する内部監査（以下「監査」という。）について必要な事項を定める。

(監査の目的)

第2条 監査は、独立行政法人国立文化財機構会計規程第5条に定める本部、東京国立博物館、京都国立博物館、奈良国立博物館、九州国立博物館、東京文化財研究所、奈良文化財研究所及びアジア太平洋無形文化遺産研究センター（以下「各施設」という。）における会計状況について、適法性及び合理性の観点から公正不偏かつ客観的な立場で検証を行い、もって、業務運営の効率化と会計処理の適正化を図ることを目的とする。

(監査の対象)

第3条 各施設の会計処理が法令及び機構の規則等に基づき、正当な証拠書類等により適正に処理されているかについて監査を行う。

(監査の方法)

第4条 監査は毎会計年度、定期又は臨時に、書面監査及び実地監査により行う。

2 書面監査及び実地監査のほかに、会計に関する日常業務の点検を行うため、モニタリングを実施する。

(監査員)

第5条 理事長は、監査を実施するときは、監査する職員（以下「監査員」という。）を命ずるものとする。

(監査員の権限)

第6条 監査員は監査の実施に当たっては、被監査各施設に対して、帳票書類の閲覧又は提出、関係者からの事情聴取その他監査の遂行に必要な行為を求めることができる。

2 監査員は、軽微な事項については、改善指導又は助言を行うことができる。

(被監査各施設の義務)

第7条 被監査各施設は、監査が円滑に行われるよう監査員に協力するものとする。

(監査員の遵守事項)

第8条 監査員は、監査の実施に当たっては、次に掲げる事項を遵守するものとする。

(1) 監査員は、事実に基づき、公正不偏の立場で監査を実施するものとする。

(2) 監査員は、職務上知り得た事項について、正当な理由なく他に漏らしてはならない。

(監査計画)

第9条 理事長は、毎事業年度初めに、当該年度における監査の基本方針や全体計画を記載した監査計画を作成するものとする。

(監査の通知)

第10条 理事長は、監査の実施に当たっては、あらかじめ被監査各施設の長に対し、監査実施日程、監査事項、監査員名、その他必要な事項を文書により通知するものとする。

(監査結果の報告)

第11条 監査員は、監査を実施したときは、速やかに監査過程、監査結果及び関連情報等を記録した監査報告書を作成し、理事長に提出するものとする。

(是正改善措置の要求等)

第12条 理事長は、監査の結果、是正又は改善を要する事項がある場合は、当該被監査各施設の長に対し、書面により是正又は改善の措置を求めるものとする。

2 被監査各施設の長は、是正改善を求められたときは、速やかに是正改善措置の内容等を記載した回答書を作成し、理事長に提出するものとする。

(他の監査機関との連携)

第13条 その他監査の実施に当たっては、監事及び会計監査人と密接に連携し、監査効率の向上に努めるものとする。

(雑則)

第14条 この要項に定めるもののほか、監査の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要項は、平成19年11月13日に制定、同日から施行し、平成19年9月14日から適用する。

附 則

- 1 この要項は、平成23年3月4日に改正し、平成23年4月1日から施行する。
- 2 第2条に規定する「アジア太平洋無形文化遺産研究センター」は、平成23年4月1日から平成23年9月30日までの間、「アジア太平洋無形文化遺産研究センター設置準備室」と読替えるものとする。